

第 11 期

男鹿市分別収集計画



令和7年6月

秋田県男鹿市

男鹿市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	3
3. 計画期間	4
4. 対象品目	4
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	5
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	6
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	7
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	8
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)	8
(資料1) 各年度の容器包装廃棄物の量の見込みの算定方法	9
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	10
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	11
分別収集に必要な施設計画 (排出段階)、(運搬段階)	12
分別収集に必要な施設計画 (中間処理段階)	13
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	13

1. 計画策定の意義

本市は、目指す都市像をオール男鹿で、活力ある地場産業の構築と、だれもが健康に暮らせる地域社会を創り上げる「健康・教育・環境でみんなが夢を実現できるまち」とし、その実現に向けて取り組んできた。

しかし、経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させ、従来の燃やして埋める処理から環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチック資源循環法が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。

本市では、平成27年8月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、すべての市民の参加と協働により、人と自然が共存し、健全で恵み豊かな環境を保全・創造していくことで、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」や「持続的発展が可能な社会」の実現に向けて、取り組んでいる。

また、令和2年7月からは、家庭系ごみの減量化対策として、市民からごみ処理費用の一部を負担していただく、指定ごみ袋の有料化制度を導入し、これを契機

に適正排出の促進と新たな分別ルールなどにより、減量化に努めてきた。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物の中でも大きな割合を占め、かつ、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・発生抑制、リユース・再使用、リサイクル・再生利用)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)を基本とした地域社会づくりを推進する。
- 再生利用(Recycle)等を基本とした地域社会を形成するにあたっては、できるだけ市民に負担のかからない適正かつ効率的な方法で推進する。
- 市民、事業者、行政等、全ての関係者が一体となって取り組み、ごみの排出抑制と資源再利用を推進し、循環型社会システムを構築する。
- 不法投棄パトロールの強化により、不法投棄の根絶を図り、環境負荷の低減と環境美化を推進する。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、その他として、古紙類（古新聞、雑誌・雑紙類）も分別収集により資源化を図るほか、ペットボトルキャップ及びプルタブについても拠点回収する。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	354 ^t	343 ^t	332 ^t	322 ^t	311 ^t

《容器包装廃棄物排出量の見込み内訳》

(法第8条第2項第1号)

		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	合計
容器包装廃棄物		354 t	343 t	332 t	322 t	311 t	1,662 t
缶	主としてスチール製の容器	35 t	33 t	32 t	31 t	30 t	162 t
	主としてアルミ製の容器	45 t	43 t	42 t	41 t	39 t	210 t
ガラス容器	無色容器	50 t	49 t	47 t	46 t	44 t	236 t
	茶色容器	100 t	97 t	94 t	91 t	88 t	469 t
	その他容器	23 t	23 t	22 t	22 t	21 t	111 t
紙製容器	飲料用容器	0	0	0	0	0	0
	ダンボール製	62 t	60 t	58 t	56 t	54 t	290 t
	その他の紙製容器	0	0	0	0	0	0
プラスチック	PET製容器	62 t	61 t	59 t	57 t	56 t	295 t
	白色トレイ	0	0	0	0	0	0
	その他のプラスチック容器	0	0	0	0	0	0

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 廃棄物対策協議会による資源再生利用の検討

一般廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の総括事項について協議検討する。

(2) 市ホームページや広報誌等による啓蒙普及と530(ごみゼロ)運動の推進

過剰包装の抑制、マイバッグ持参の推奨、容器包装リサイクル法の趣旨やごみ減量化の必要性を、市ホームページや広報誌等により随時啓発し、530(ごみゼロ)運動を推進する。

(3) 不法投棄監視員制度の活用

不法投棄の防止を図るため、監視活動を強化するとともに、ごみの適正処理減量化、資源再生利用のために地域の啓発活動を推進する。

(4) 古着リサイクル事業の推進

家庭から排出される古布・古着を拠点回収し、ごみ減量化と資源の有効利用に努め、ごみの減量化を図るとともに処理経費等の軽減を図る。

(5) 生ごみ処理講習会の開催と生ごみ処理機(器)の購入費補助

家庭から排出される生ごみの自己処理を推進し、減量化を図るとともに、堆肥としての有効利用を促進するため、EM菌による生ごみ処理講習会を開催し、生ごみ処理機(器)の購入に対して補助を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装

廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況、再商品化計画等並びに収集に係る業者の収集機材及び選別施設等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び区分は、下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準	備考
主としてスチール製の容器	缶類	中身を全部出して、軽く水洗いして出す。	
主としてアルミ製の容器		〃	
主としてガラス製の容器	びん類	無色	中身を全部出して、軽く水洗いして出す。栓、ふたは取る。
		茶色	〃
		その他	〃
主として段ボール製の容器	古紙(段ボール)	折りたたみ、紙ひもで結ぶ。金具やガムテープは取る。	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	中身を全部出して、軽く水洗いして出す。キャップは取る。	

その他の資源回収計画

廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準	備考
新聞等	古紙(新聞)	折りたたみ、紙ひもで結ぶ。	
雑誌類	古紙(雑誌類)	重ねて、紙ひもで結ぶ。	
ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップ	水ですすぎ、シール等をはがす。	拠点回収
プルタブ	プルタブ	プルタブ、アルミボトルキャップ。	拠点回収

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

種 類	分別の区分	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	缶類 (スチール缶)	35 t		33 t		32 t		31 t		30 t	
主としてアルミ製の容器	缶類 (アルミ缶)	45 t		43 t		42 t		41 t		39 t	
無色のガラス製容器	びん類 (無色)	(合計) 50 t		(合計) 49 t		(合計) 47 t		(合計) 46 t		(合計) 44 t	
		(引渡) 47 t	(独自処理) 3 t	(引渡) 46 t	(独自処理) 3 t	(引渡) 44 t	(独自処理) 3 t	(引渡) 43 t	(独自処理) 3 t	(引渡) 41 t	(独自処理) 3 t
茶色のガラス製容器	びん類 (茶色)	(合計) 100 t		(合計) 97 t		(合計) 94 t		(合計) 91 t		(合計) 88 t	
		(引渡) 88 t	(独自処理) 12 t	(引渡) 85 t	(独自処理) 12 t	(引渡) 83 t	(独自処理) 11 t	(引渡) 80 t	(独自処理) 11 t	(引渡) 77 t	(独自処理) 11 t
その他のガラス製容器	びん類 (その他)	(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 21 t	
		(引渡) 21 t	(独自処理) 2 t	(引渡) 21 t	(独自処理) 2 t	(引渡) 20 t	(独自処理) 2 t	(引渡) 20 t	(独自処理) 2 t	(引渡) 19 t	(独自処理) 2 t
主として段ボール製の容器	段ボール	62 t		60 t		58 t		56 t		54 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	(合計) 62 t		(合計) 61 t		(合計) 59 t		(合計) 57 t		(合計) 56 t	
		(引渡) 62 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 61 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 59 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 57 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 56 t	(独自処理) 0 t

その他の資源ごみの分別収集見込み量

廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
新聞等	古紙 (新聞)	123 t	119 t	115 t	112 t	108 t
雑誌類	古紙 (雑誌類)	109 t	106 t	103 t	99 t	96 t
ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップ	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
プラタブ	プラタブ	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)

別紙 … 算定資料 1 各年度の容器包装廃棄物の量の見込みの算定方法

※令和8年度以降の人口は、過去5年間の平均減少数に基づく推計人口。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集実施主体

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の区分	選 別	保 管
主としてスチール製の容器	缶 類 (スチール缶)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
主としてアルミ製の容器	缶 類 (アルミ缶)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
無色のガラス製容器	び ん 類 (無 色)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
茶色のガラス製容器	び ん 類 (茶 色)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
その他のガラス製容器	び ん 類 (そ の 他)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
主として段ボール製の容器	古 紙 (段 ボール)	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード

その他の資源ごみの分別・収集・運搬・選別・保管体制

分別収集する 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選 別	保 管
新 聞 等	古 紙 (新 聞)	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
雑 誌 類	古 紙 (雑 誌 類)	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
ペットボトル キャップ	ペットボトル キャップ	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
プルタブ	プルタブ	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
主としてスチール製の容器	缶 類 (スチール缶)	市指定ごみ袋 (資源物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
主としてアルミ製の容器	缶 類 (アルミ缶)	市指定ごみ袋 (資源物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
無色のガラス製 容器	び ん 類 (無 色)	市指定ごみ袋 (資源物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
茶色のガラス製 容器	び ん 類 (茶 色)	市指定ごみ袋 (資源物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
その他のガラス 製容器	び ん 類 (そ の 他)	市指定ごみ袋 (資源物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
主として段ボール製の容器	古 紙 (段 ボール)	折りたたんで紙 ひもで結ぶ。	ダ ンプ 平ボディ車 軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクルヤ ードへ
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	市指定ごみ袋 (資源物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ

その他の資源ごみの分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
新 聞 等	古 紙 (新 聞)	折り重ねて 紙ひもで結ぶ	ダ ンプ 平ボディ車 軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル ヤードへ
雑 誌 類	古 紙 (雑 誌 類)	重 ね て 紙ひもで結ぶ	ダ ンプ 平ボディ車 軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル ヤードへ
ペットボトル キャップ	ペットボトル キャップ	水ですすぎ、シ ール等をはがす	軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル 工場へ
プルタブ	プルタブ	プルタブ アルミボトルキャップ	軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル 工場へ

分別収集に必要な施設計画

(排出段階)

その1

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
1. 排出容器 市指定袋	a. 缶類 (スチール缶、アルミ缶) b. ガラスびん (無色・茶色・その他) c. 段ボール d. ペットボトル e. その他 容器包装外 (新聞・雑誌類)	(仕様) 材質：高密度ポリエチレン 容量：大 45 ^{リットル} 小 25 ^{リットル} 種類：資源物用	市	・資源物として指定袋でスチール・アルミ混合収集 ・資源物として指定袋で色別しないで混合収集 ・折りたたんで紙ひもで縛る ・資源物として指定袋で収集 ・折りたたんで紙ひもで縛る
2. 収集場所 ごみ集積所	a. ～ e.	従来の集積所利用	町内会	市内 710ヶ所

(運搬段階)

その2

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
1. 車両 パッカー車	a. 缶類 (スチール、アルミ)	(仕様) 形式：最大積載量 2,200kg～4,000kg	業者委託	資源ごみとしてパッカー車により、材質混合収集 数量 16台
パッカー車	b. ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	(仕様) 形式：最大積載量 2,200kg～4,000kg	業者委託	資源ごみとしてパッカー車により、色別しないで混合収集 数量 16台
パッカー車	d. ペットボトル	(仕様) 形式：最大積載量 2,200kg～4,000kg	業者委託	資源ごみとしてパッカー車により、収集 数量 16台
ダンプ車 平ボディ車 軽トラック	c. 段ボール e. その他 容器包装外 (新聞・雑誌類)	(仕様) 形式：最大積載量 2t～4t 形式：最大積載量 3t～4t 形式：最大積載量 350 kg	業者委託	資源ごみとして分別収集 ダンプ車 数量 6台 平ボディ車 数量 3台 軽トラック 数量 6台

施設の種類の	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
1. 中間処理				
八郎湖周辺清掃事務組合クリーンセンター	a. 缶類 (スチール、アルミ)	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンター及びストックヤード棟 15t/5h×240d=3,600t 破袋機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、圧縮梱包機	八郎湖周辺清掃事務組合	広域清掃事務組合により中間処理後、売払いする。
八郎湖周辺清掃事務組合クリーンセンター	b. ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンター及びストックヤード棟 15t/5h×240d=3,600t 破袋機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、圧縮梱包機	八郎湖周辺清掃事務組合	日本容器包装リサイクル協会が引き取りする。
ミヤビ通商リサイクルヤード	c. 段ボール	ミヤビ通商リサイクルヤード	ミヤビ通商	中間処理後、売払いする。
八郎湖周辺清掃事務組合クリーンセンター	d. ペットボトル	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンター及びストックヤード棟 15t/5h×240d=3,600t 破袋機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、圧縮梱包機	八郎湖周辺清掃事務組合	日本容器包装リサイクル協会が引き取りする。
ミヤビ通商リサイクルヤード	e. その他 容器包装外 (新聞・雑誌類)	ミヤビ通商リサイクルヤード	ミヤビ通商	中間処理後、売払いする。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- 男鹿市廃棄物対策協議会で廃棄物の減量化や分別収集について協議し、推進体制を整備する。
- 町内会、婦人会等市内各種団体へ、分別収集の徹底を依頼する。
- 出前講座を開催し、ごみ減量に向けた分別の徹底を図る。
- 容器包装を販売、使用する事業者到店頭回収等の自主回収と資源化を進めるよう協力を依頼する。
- 有料レジ袋の購入の削減に向けて、マイバッグやマイバスケット持参運動を推進する。